

令和8年度 税制改正事項（林野関係）の概要

- ① 山林所得に係る**森林計画特別控除**（収入金額の20%の控除等）の**2年延長**（所得税）
- ② **農林漁業用軽油に対する石油石炭税**（地球温暖化対策のための課税の特例による上乘せ分）の**還付措置の3年延長**（石油石炭税）
- ③ 輸出促進法に基づく輸出事業計画の認定を受けた場合の**輸出事業用資産の割増償却**（機械・装置**30%、建物等 35%**）の**2年延長**（所得税・法人税）
- ④ バイオ燃料製造事業者が取得した**バイオ燃料製造設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置**（3年間、1/2控除等）の**2年延長**（固定資産税）
- ⑤ **東日本大震災に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の非課税措置の5年延長**（印紙税）

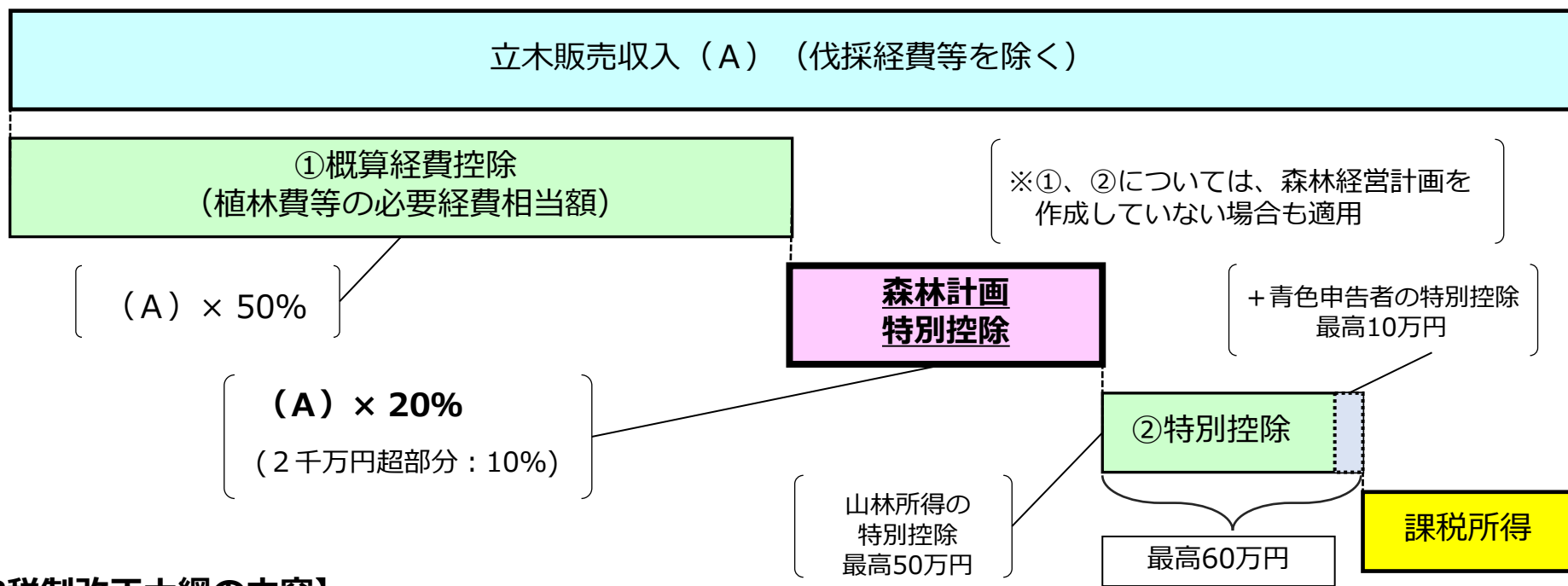
令和8年4月
林野庁企画課

① 山林所得に係る森林計画特別控除（収入金額の20%の控除等）の2年延長 【所得税】

【特例の概要】

- 個人が所有する森林につき、森林経営計画に基づいて山林を伐採又は譲渡した場合、山林所得の計算上、その収入金額から伐採・搬出等の必要経費を控除した残額の20%（収入金額が2,000万円を超える部分については10%）に相当する金額を森林計画特別控除として控除。（昭和42年創設）

【山林所得の課税所得の計算】



【R8税制改正大綱の内容】

特例措置の適用期限を2年延長する。(令和10年分の山林所得まで)

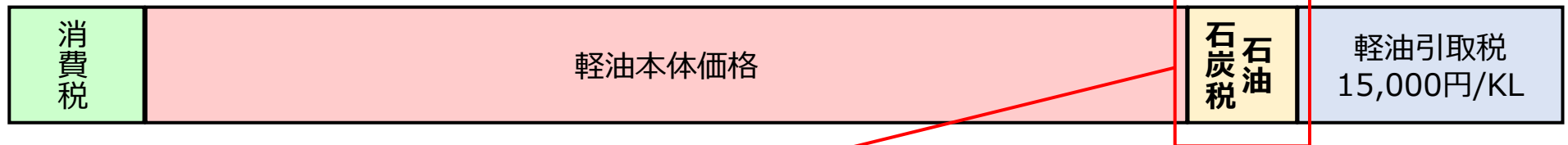
② 農林漁業用軽油に対する石油石炭税（地球温暖化対策のための課税の特例による上乗せ分）の還付措置の3年延長〔石油石炭税〕

【特例の概要】

- 農林漁業用軽油※として使用している軽油に課せられている石油石炭税（2,800円/KL）のうち、地球温暖化対策のための課税の特例による上乗せ税率（760円/KL）として課税されている分について、軽油の製造者等に対して還付され、農林漁業者への販売価格へ反映。（平成24年創設）

※林業の用途では、林業機械で使用する軽油が対象。

【制度のイメージ】



2,800円/KL



石油石炭税法上の本則税率

地球温暖化対策のための
上乗せ税率(本特例還付額)

【対象となる用途の例】

林業機械の燃料として使用される軽油



ハーベスタ



フォワーダ

【R8 税制改正大綱の内容】

特例措置の適用期限を3年延長する。(令和11年3月31日まで)

③ 輸出促進法に基づく輸出事業計画の認定を受けた場合の 輸出事業用資産の割増償却の2年延長〔所得税・法人税〕

【特例の概要】

- 輸出促進法に基づく輸出事業計画を策定し、その認定を受けた認定輸出事業者が、策定した輸出事業計画に従って機械装置、建物等を取得等した場合、当該資産について、
 - ① 機械装置は30%、② 建物及びその附属設備並びに構築物は35% で5年間割増償却が可能。（令和4年創設）

【特例の要件】

導入した機械装置、建物等における輸出向け割合が年度ごとに定める一定の割合以上であること 等

年度	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
割合	15%	20%	25%	30%	40%	50%

【対象資産とその償却率】

対象資産	割増償却率	対象資産の例
機械装置	5年間 30%	製材設備、乾燥設備等
建物及びその附属設備並びに構築物	5年間 35%	加工用施設等

【R8 税制改正大綱の内容】

特例措置の適用期限を2年延長する。
(令和10年3月31日まで)

【制度イメージと効果】

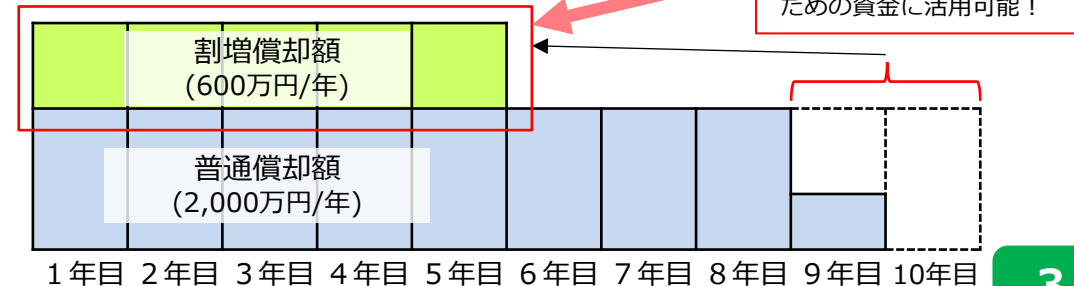
- ・ 機械等を取得した場合は、減価償却資産として、その取得価額をその耐用年数にわたって毎年定額又は定率により償却（損金経理）する必要（減価償却制度）
- ・ 割増償却とは、通常の減価償却額に、初年度から数年、取得価額の一定割合を損金として上乗せ・前倒し計上する償却を税務上認める特例制度であり、導入初期の法人税負担を軽くし、キャッシュフローの改善が可能
(耐用年数期間全体の納税額は変わらない)

(例) 2億円の製造用設備(耐用年数10年)を導入した場合、設備導入後5年間に
おいて、2,000万円/年の普通償却額に加え、600万円/年※1の割増償却が
可能となり、約139万円/年※2の法人税が軽減

※1 普通償却額(2,000万円) × 割増償却率(30%) = 600万円

※2 割増償却額(600万円) × 法人税率(23.2%) = 139.2万円

→ 5年間で696万円の法人税が軽減



④ バイオ燃料製造事業者が取得したバイオ燃料製造設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置（3年間、1/2 控除等）の2年延長〔固定資産税〕

【特例の概要（現行）】

- バイオ燃料法に基づく計画認定を受けたバイオ燃料製造事業者が取得したバイオ燃料製造設備に係る固定資産税の課税標準について、取得後3年間、ガス製造設備については2分の1、バイオエタノール及びバイオディーゼル製造設備については3分の2、木質固形燃料製造設備については4分の3に軽減。（平成20年創設）

（燃料製造設備導入には多額の初期投資を伴うため、導入初期の固定資産税を軽減することにより支援）

◆原料（例）

（課税標準の特例割合）



【R8税制改正大綱の内容】

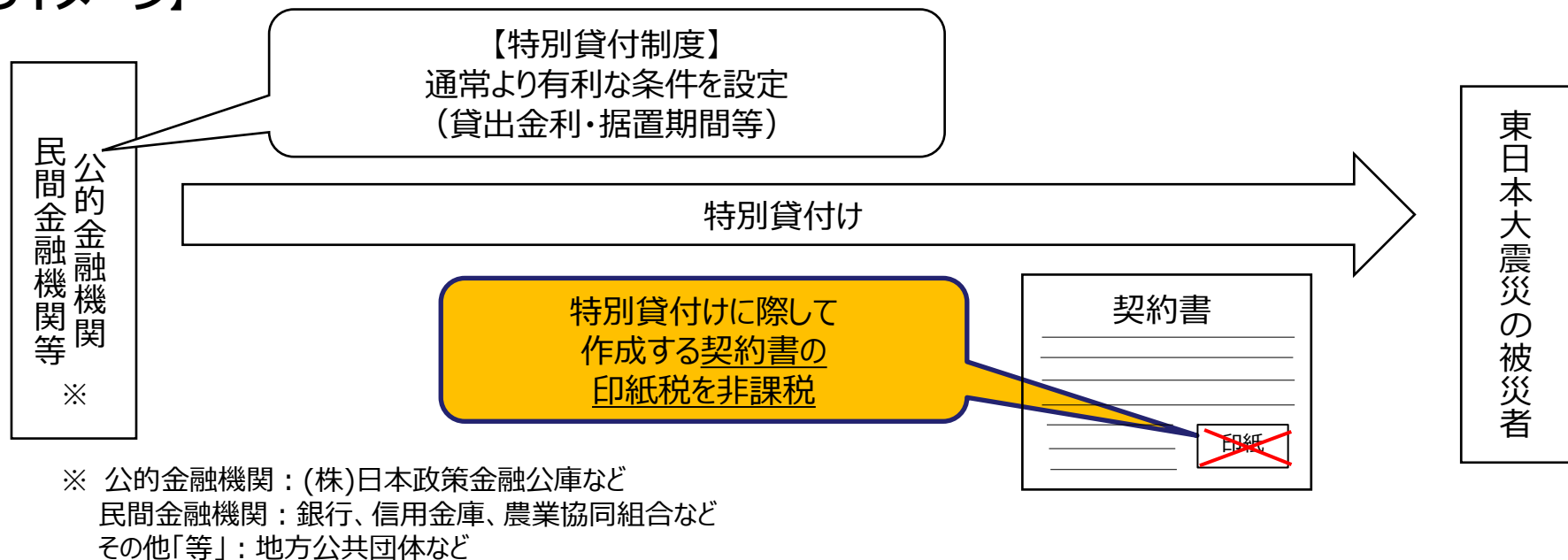
木質固形燃料製造設備の適用対象を中小事業者等が取得するものに限定し、課税標準を価格の3/4→5/6とし、脂肪酸メチルエステル製造設備に係る課税標準を価格の2/3→3/4とした上、その適用期限を2年延長する。
(令和10年3月31日まで)

⑤ 東日本大震災に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の非課税措置の5年延長【印紙税】

【特例の概要】

- 東日本大震災の被災者に対して、公的貸付機関や民間金融機関等が行う特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書については、印紙税が非課税。（平成23年創設）

【制度のイメージ】



【R8 税制改正大綱の内容】

特例措置の適用期限を5年延長する。(令和13年3月31日まで)